

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領

(平成17年4月1日熊本県告示第380号)

(平成20年9月16日熊本県告示第833号改正)

(平成21年9月25日熊本県告示第897号改正)

(平成23年5月31日熊本県告示第580号改正)

(平成23年7月5日熊本県告示第684号改正)

(平成26年4月30日熊本県告示第450号改正)

(平成30年3月30日熊本県告示第276号改正)

(令和6年3月15日熊本県告示第306号改正)

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が合併等を行った場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の合併等による経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「合併等」とは、吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継をいう。

2 この要領において合併等の事実発生日は、次の各号のとおりとする。

(1) 吸収合併、新設合併

合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記の日

(2) 事業譲渡

事業譲渡契約における事業譲渡の日

(3) 会社分割による承継

会社分割契約において分割期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は分割登記の日

3 この要領で「営業」とは、営業所、従業員、のれん等の有形無形の財産（積極財産のほか消極財産も含む。）をいう。

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者のうち、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格（以下「入札参加者資格」という。）を引き続き5年以上有する者において、合併等による被承継会社の直近の経営事項審査における技術職員の半数以上を承継する合併等があった場合、次の各号に掲げるもの（以下「合併存続会社等」という。）を特例措置の対象とする。ただし、3者以上の合併等の場合、合併等の当事会社の全てが熊本県内に主たる営業所を有する建設事業者であって、2者以上が入札参加者資格を引き続き5年以上有し、かつ、合併等による被承継会社の直近の経営事項審査における技術職員の半数以上を承継する合併等である場合に限る。

(1) 合併による存続会社

(2) 合併による新設会社

(3) 他社から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けた会社（譲渡した会社が建設業の全部を廃業し、かつ、建設業に係る負債の承継又は清算を行うものに限る。）

(4) 他社から会社分割により建設業に係る営業の全部又は一部を承継した会社（承継させた会社が建設業の全部を廃業し、かつ、建設業に係る負債の承継又は清算を行うものに限る。）

(総合点数への加算)

第4条 格付のある業種において、合併等の当事会社が当該業種の入札参加資格を合併等の日の前

日まで引き続き4年以上有する場合で、合併等の当事会社のいずれかが同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有し、次の各号に掲げる要件を満たしているときは、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項により算出した合併存続会社等の当該業種の総合点数に第2項に定める率に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。ただし、3者以上の合併等の場合は、業種ごとに上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有している場合に限る。

(1) 土木一式工事の場合

ア 合併等の当事会社が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

なお、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

イ 合併等の当事会社の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部（県央広域本部においては熊本市の区域、県北広域本部においては菊池市・合志市・大津町・菊陽町の区域、県南広域本部においては八代市・氷川町の区域に限る。）又は地域振興局管内（以下「同一広域本部等」という。）であること。

なお、合併等の当事会社が合併等の日の前日においていずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

また、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部等であること。

なお、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者がいずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

(2) 建築一式工事の場合

合併等の当事会社が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

なお、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日において最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付されていること。

(3) 舗装工事、電気工事、管工事の場合

ア 合併等の当事会社が同一業種において合併等の日の前日に最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付され、その組み合わせは、いずれも最上位等級である場合又は、最上位等級及び最上位等級の直近下位等級の場合であること。

なお、3者以上の合併等の場合は、同一業種において上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の等級が合併等の日の前日に最上位等級又は最上位等級の直近下位等級に格付され、その組み合わせは、いずれも最上位等級である場合又は、最上位等級及び最上位等級の直近下位等級の場合であること。

イ 合併等の当事会社の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部等であること。

なお、合併等の当事会社が合併等の日の前日においていずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

また、3者以上の合併等の場合は、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地が合併等の日の前日まで引き続き4年以上同一広域本部等であること。

なお、上位の等級に格付されている合併等の当事会社2者がいずれも最上位等級に格付されている場合は、合併等の当事会社2者の主たる営業所の所在地は県内全域とする。

2 前項の規定における定める率は、要綱第2条第2項第2号イにより算出した技術事項等評価点数の5%とし、合併等の日から3年を経過する日が属する年度までの各年度加算するものとする。

(申請)

第5条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式(合併等による特例措置適用申請書)により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式(合併等による特例措置適用(継続)申請書)により申請するものとする。

(認定及び結果の通知)

第6条 前条の規定による申請があり、その内容が相当である場合は、第4条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式(合併等による特例措置認定通知書)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 特例措置の適用を受けている者は、第5条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式(合併等による特例措置適用申請に係る変更報告書)により速やかに報告するものとする。

(認定の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の認定を取り消すことができるものとする。

(1) 特例措置の適用を受けている者が特例措置の適用期間中に受ける経営事項審査において、第3条で定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は建設業の一部を分社化したとき。

(3) 特例措置の申請内容に虚偽があったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合は、別記第5号様式(合併等による特例措置認定取消通知書)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 知事が申請内容を本要領の目的に適用していないと認めるときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の規定は、平成23年6月1日以降の合併等について適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の規定は、平成26年6月1日以降に発生する吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継から適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する

特例要領の規定は、平成30年4月1日以降に認定を行う吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領の規定は、令和7年4月1日以降に認定を行う吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継から適用する。
- 3 合併等の日が令和6年度の場合における改正前の第4条第2項の適用については、同項中「3年」とあるのは「2年」とする。